

諮問番号：平成30年度諮問第24号

答申番号：平成30年度答申第23号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分1（平成29年9月12日付け生活保護変更申請却下処分）及び原処分2（同月27日付け生活保護変更申請却下処分）について、次のとおり違法又は不当であると主張しているものと解される。

##### (1) 原処分1について

ガスコンロは現代の日常生活に必要不可欠であり、保護費のやり繰りで購入することができない以上、家具什器費を支給すべきである。

##### (2) 原処分2について

ア 請求人の生命及び健康を脅かすほどの窮乏状態に対して、何らの救済も講じないまま行われたものであり、脳梗塞後遺症により財布の遺失はやむを得ない事情があるという点を考慮して、保護費を支給すべきである。

イ 保護費のやり繰りで家具什器を購入することは、これまでの生活状況からみて不可能なので、保護費を支給すべきである。

ウ 「緊急かつ継続的な保護の変更」として、貸付け等の何らかの救済を求めたのであって、保護費の増額又は再支給に限って申請したものではない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) ガスコンロの購入費用は、家具什器費の支給要件に該当せず、最低生活費のやり繰りによって賄うべきものである。

(2) 保護の制度上、請求人は保護費の再支給又は増額を求めていると解するほかに、保護費の再支給に関しては、請求人が社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず財布を遺失したことが挙証されていると判断することはできないから、保護費の再支給要件に該当しない。

(3) 今後の保護費の増額に関しては、保護は生活保護法（以下「法」という。）第8条第1項に規定される厚生労働大臣の定める基準に基づくもので、かつ、それをもって足りるというべきであるから、保護費の増額を行うことはできない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、いずれも法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 原処分1について、被保護者は、出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要又は新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要以外の通常予測される生活需要はすべて経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものであることから、ガスコンロ等の家具什器については、日常の諸経費として、本来経常的最低生活費の範囲内で被保護者が計画的に順次更新していくべきものであって、家具什器費の支給要件に該当しないのは明らかである。
- 3 原処分2について、請求人の申請については、保護の制度上、請求人が保護費の再支給又は増額を求めているものと解するほかなく、保護費の再支給について、屋外のベンチで休憩し、鞆を置き忘れたことにより財布を紛失したという請求人の申立ては、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたものとは認められないから、保護の処理基準上、再支給の要件に該当するものとはいえない。また、今後の保護費の増額については、最低限度の生活の保障は、厚生労働大臣の定める基準によって行うものとされており、請求人に係る保護費は保護の処理基準にのっとり適正に支給されていると認められるから、原処分に違法又は不当な点はない。
- 4 以上のとおり、原処分は、いずれも適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成30年10月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者は保護基準に基づき認定された最低生活費の範囲内において通常予測される衣食住等の経常的な最低生活需要の全てを賄うべきものであり、例外として、出生、入学、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければ緊急やむを得ない場合に限り、臨

時に生活扶助（一時扶助費）を支給できることとされている。そして、生活扶助（一時扶助費）に係る家具什器費が支給できる場合は、保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合、長期入院から退院した単身者が新たに自活しようとする場合において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき、災害にあった場合において当該地方公共団体等の救護をもってしては災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき等特段の事情があると認められる場合に限定されている。他方、保護費の再支給については、保護費は所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではなく、不可抗力のうち遺失を理由とする保護費の再支給に当たっては、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認めないとされている。

そこで本件についてみると、原処分1について、請求人は、ガスコンロは現代の日常生活に必要不可欠であり、保護費のやり繰りで購入することができない以上、家具什器費を支給するべきであると主張する。しかしながら、家具什器費は保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない等の要件を満たす場合に限り例外として支給されるものであるところ、請求人の求めるガスコンロの更新は通常予測される生活需要であり、経常的最低生活費の範囲内においてこれを賄うべきものであることから、請求人の主張を採用することはできない。

また、原処分2について、請求人は、屋外のベンチで休憩し、鞆を置き忘れ、財布を紛失したことにより生命及び健康を脅かすほど窮乏したため、「脳梗塞後遺症により財布の遺失はやむを得ない事情があるということ」を考慮した保護費の支給、「家具什器の購入のための保護費の支給」及び「『緊急かつ継続的な保護の変更』として保護費の増額又は再支給に限らず、貸付け等の何らかの救済」を求めたと主張する。しかしながら、保護の制度上、保護費の増額又は再支給以外に金銭を支給することはできず、加えて、請求人は処分庁に対し高度な判断が困難なだけで日常生活を送ることはできていると自ら申し立てているのであり、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず遺失したことが挙証されていないから、財布の紛失が不可抗力であったとまではいえない。よって、請求人の申請は保護費の増額又は再支給の要件に適合しないのであるから、保護費を支給する理由はなく、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはいずれも取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美